#### 一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等に関する 業務改善指導への対応について

当社は、送配電部門および小売部門が共用しているシステムにおいて、本来、非公開とすべき新電力の顧客に関する情報(契約者名、連絡先)が、小売部門から一定期間、閲覧可能な状態となっていた事象を受けて、電力・ガス取引監視等委員会(以下、監視等委)から2023年4月17日付(20230414電委第2号)「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について(業務改善指導)」を受領いたしました。(2023年4月17日プレスリリース済)

これを受け、当社は、託送情報に係る情報システムの共用状態を解消する計画、ならびに現場を含めた行為規制の遵守を徹底し、役職員の意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策について、本日、監視等委へ報告しましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、今般の一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について、中立性・信頼性を損なう重大な事態であると重く受け止めております。

全役職員が、業務遂行の大前提として行為規制遵守の意識を高めるとともに、再発防止 とさらなるコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(別紙)業務改善指導に対する報告の概要

以上

2023年4月17日付で電力・ガス取引監視等委員会よりご指導を受けました「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について(業務改善指導)」(20230414電委第2号)に関する当社の検討状況について、以下のとおり報告しました。

### ■措置項目①「託送情報に係る情報システムの共用状態の解消に関する計画」について

託送情報に係る情報システムである「営業システム」及び「電力購入管理システム」について、 送配電部門と小売部門の共用状態を解消していきます。

「営業システム」については、2024年度から2026年度にかけて最優先対応として「新電力顧客情報の閲覧可能状態の解消」、2026年度から2030年度にかけて共用状態の解消に取り組んでいきます。また、「電力購入管理システム」については、2024年度から送配電買取に特化したシステムを新規構築することにより、共用状態の解消を図っていきます。

### ■措置項目②「行為規制遵守について内部統制の抜本的強化策の検討・実施」について

体系的な内部統制を行うための体制として、3層構造の複層的なリスク管理体制を構築しています。第1~3層とは別に、行為規制コンプライアンス委員会を設置し、外部専門家の視点を踏まえた行為規制全般の監視機能を強化していきます。また、システム監査の外部委託についても検討します。

行為規制に関する研修等を通じて、行為規制を含めたコンプライアンス遵守の意識定着を図っていきます。

# 業務改善指導に対する報告の概要【2/2】

## ■措置項目②「行為規制遵守について内部統制の抜本的強化策の検討・実施」について (続)

リスク評価としては、リスクの把握やリスクを顕在化させないための対策等を実施した上で、重要なデータやシステムを特定し、厳格に管理していきます。また、ID・パスワード管理については、社内ルールに基づき、システムの取り扱う情報に応じた適切な権限付与を徹底するとともに、定期的なパスワードの変更等の対策を実施していきます。非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセスログの解析について、不審なアクセスがないかログ解析の結果から確認しています。

### ■措置項目③「指導内容の実施状況におけるフォローアップ」について

当該報告書の改善計画が不十分であると認められた場合、当社としては追加的な改善案を策定し実施していきます。

社員一人ひとりの法令(行為規制)遵守の意識を高めるとともに、社を挙げた法令(行為規制)遵守の徹底に向けた取り組みを進めていきます。

指導内容の実施状況について、経済産業省のフォローアップに誠実に対応してまいります。

# 【参考】法令(行為規制)遵守体制

### (2023年3月17日プレスリリース済)

